### 関係者意見

(「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見)

## 1. コンテンツの技術的保護手段の回避に対する規制の在り方について

### ○社団法人日本映像ソフト協会からの意見(抜粋)

1. 複製防止又は抑止目的の暗号化技術を著作権法上の技術的保護手段と位置づけること

DVD ビデオをはじめ、デジタル放送や Blu-ray ディスクの複製防止又は抑止技術には、いずれも暗号化技術が用いられています。そして、コンピュータでの複製を防止又は抑止するためには、これからも暗号化技術を活用していく必要があります。

ところが、文化審議会著作権分科会の報告書によれば、暗号化技術は、それが複製防止又は抑止目的のものであっても、視聴制限技術であって著作権 法上の技術的保護手段ではないとされています。

映画等のコンテンツの無断アップロードや P2P ファイル交換は、DVD ビデオ等のパッケージをソースとする場合、リッピングツールと呼ばれる暗号を解除して複製するソフトウェアを用いて複製されます。暗号化技術は視聴制限技術だとしてこれを著作権法が許してしまうならば、無断アップロードや無許諾ファイル交換を防止する実効ある対策を採ることは非常に困難です。著作権法が暗号を無効化して複製するリッピングを明確に禁止することが、このような著作権侵害行為を防止又は抑止する最も有効な方法です。

しかも、CSS を開発した技術の専門家も CSS 等の暗号化技術は複製防止又は抑止技術であるとしており、また、著作権法の専門家の中にも CSS 等の暗号化技術を複製抑止技術とする見解があります。このような専門家の見解に耳を傾けていただき、複製防止又は抑止目的の暗号化技術を著作権法上の技術的保護手段である旨明記することを提案いたします。

#### 〇社団法人電子情報技術産業協会からの意見(抜粋)

8. 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段

によって権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的 手段の回避行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および 不正競争防止法において既に規制されている。

したがって、新たな法的措置の必要性の有無については、慎重な検討を行 うべきである。

### ○社団法人日本経済団体連合会からの意見(抜粋)

② インターネット上の権利保護の実効性の確保の検討

インターネット上の権利保護の実効性の確保については、権利者に多大の 侵害を与えている恐れがあるような場合について、私的複製のあり方をどう 考えるか検討が必要である。また、デジタル化・ネットワーク化社会におけ る複数システムを考えた場合、技術的保護手段に対する法的な担保のあり方 の検討も不可欠である。

さらには、間接侵害、ネット上の匿名性、プロバイダーとの協力のあり方も検討する必要がある。また、侵害の救済としての ADR の活用なども論点としてあげられる。なお、実効性の確保にあたっては、許諾権と報酬請求権、刑事罰の有無を使い分けることも考えられる。

# 2. インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について

### ○社団法人日本レコード協会からの意見(抜粋)

(3) インターネット上の著作権侵害に対するプロバイダの責任の在り方の検討

インターネットの普及によって、インターネット上での著作権侵害行為が急激に増加しており、権利者の収益機会が大きく損なわれている。このようなインターネット上の著作権侵害を実効的に取り締まるためには、利用者によって多数の著作権侵害行為が継続的に行われているサイト等の運営者等に対し、当該運営者が侵害行為の主体とみることができる場合はもちろん、行為主体と見ることができない場合であっても、侵害行為を減少させる措置を合理的な範囲で講じることを義務づけ12、この義務を履行していない場合には、プロバイダ責任制限法による免責を受けることができ

ないようにすることも検討すべきである。

(注釈)

1. 2006 年 12 月に改正された韓国著作権法第 104 条は、特定の類型のオンラインサービス提供者の義務等について以下のとおり定めた(以下の条文等は当協会訳)。

#### 著作権法第104条(特定の類型のオンラインサービス提供者の義務など)

ユーザー同士の間でコンピュータ等を用いて著作物等の送信を可能にすることを主たる 目的とするオンラインサービス提供者は、権利者の要請がある場合、かかる著作物等の違 法な送信を遮断する技術的措置等の必要な措置を講じなければならない。

2 文化観光部の長官は第1項の規定による特定の類型のオンラインサービス提供者の範囲 を定めて告示することができる。

また、著作権法施行令第46条において、技術的措置等が以下のとおり規定されている。 著作権法施行令第46条(違法な送信を遮断する技術的措置等の必要な措置)

法第 104 条第 1 項の「著作物等の違法な送信を遮断する技術的措置等の必要な措置」とは、次の各号のすべての措置をいう。

- ① 著作物等のタイトル名等、特徴の比較等により著作物等を識別することが可能な技術的 措置
- ② 第1号により識別される著作物等の違法な送信を遮断するため検索及び送信を制限する 措置
- ③ 著作物等の違法な送信者が特定可能な場合には、かかる送信者に対する著作権等侵害の 警告、停止要請の送付
- 2 第1項第1号及び第2号の措置は権利者が要請した場合にはただちに履行しなければならない。

また、法第 104 条第 1 項の義務が適用されるオンラインサービス提供者の範囲について、文化観光部告示第 2007-24 号は以下のとおり定めている。

文化観光部告示第 2007-24 号

① 個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等をアップロードし、

それにより当該著作物等を公衆に利用可能ならしめる者に対して、商業的利益又は便宜を 提供するオンラインサービス提供者

- ② 個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等を公衆に向けてダウンロード可能とし、かつ、対価の支払いを得る事業に従事するオンラインサービス提供者
- ③ P2P 技術により、個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等をアップロード又はダウンロード可能にする機能を提供することにより商業的利益を得るオンラインサービス事業者
- ④ 個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等の検索及び送信を 可能とするプログラムの提供を主たる目的とするオンラインサービス提供者
- 2. ベルギーにおいては、2007 年 6 月、著作権管理団体である SABAM が ISP であるスカーレット社 (前 Tiscali) を相手どって 2004 年にブリュッセル地方裁判所に提起した訴訟 (No. 04/8975/A) の判決が下された。これは、同社のネットワーク上における P2P による甚大な権利侵害を解消するため、法廷が同社に対して著作権侵害を防止する措置を講じることを命令するよう SABAM が求めたものである。ブリュッセル地裁は、専門家による第三者グループを設置し、著作権侵害を防止する技術的措置の実現性及び費用について報告を求めた。その結果、ブリュッセル地裁はスカーレット社に対し、同社の利用者が P2P による著作権侵害を行うことを防止する措置を講じるよう命令を下した。法廷は、同社に対して特定手段の採用を命令してはいないが、フィンガープリント技術を用いた違法ファイルの識別によるフィルタリングについて「本件事案の解決において専門家が最も適切と考える手段」と言及している。

#### ○社団法人日本経済団体連合会からの意見(抜粋)(再掲)

② インターネット上の権利保護の実効性の確保の検討

インターネット上の権利保護の実効性の確保については、権利者に多大の 侵害を与えている恐れがあるような場合について、私的複製のあり方をどう 考えるか検討が必要である。また、デジタル化・ネットワーク化社会におけ る複数システムを考えた場合、技術的保護手段に対する法的な担保のあり方 の検討も不可欠である。

さらには、間接侵害、ネット上の匿名性、プロバイダーとの協力のあり方

も検討する必要がある。また、侵害の救済としての ADR の活用なども論点 としてあげられる。なお、実効性の確保にあたっては、許諾権と報酬請求権、 刑事罰の有無を使い分けることも考えられる。

### 3. 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」に係る課題について

### ○社団法人日本音楽著作権協会からの意見(抜粋)

4 著作権の間接侵害に関する規定の創設

#### (1) 趣旨

著作権のいわゆる間接侵害行為について、一定の要件の下で差止請求に服することとするよう立法措置を早期に実現すべきである。

#### (2) 理由

デジタル化・ネットワーク化の進展により、いわゆる間接侵害行為に対する差止請求を認めなければ、合理的な解決を図ることができない事案が増加している。すなわち、著作権の直接侵害者が多数存在する、又はその特定が事実上困難であるため、直接侵害者に対する差止請求によって著作権侵害を防止し、又は排除することは不可能に近いが、直接侵害行為への関与者(間接侵害者)に対する差止を認めれば、著作権侵害を実効的に防止することができ、かつ、間接侵害者とされた者に過大な負担をかけることもないという類型の著作権侵害行為が問題となる事案である。

こうした事態に対処するため、裁判例は著作物の利用主体(直接侵害者) を規範的に捉えてその範囲を一定程度広く認めることによって、又は利用主 体に準ずる者に対する差止を認めるという解釈論によって、合理的な解決を 図り、著作権保護の国際的水準との調和を図る努力を続けてきた。

しかし、下級審判例の中には、明文の規定がない限り、著作物の利用主体と性格付けることができない者を差止請求に服せしめることは解釈論としては無理であるから、上記のような合理的な解決を図るためには明確な立法を要するとの立場をとるものもある。

このような下級審判例が存在することに鑑みると、著作権者及び著作物利用者の双方がそれぞれのビジネスを進める上での予測可能性を確保するという観点からして、具体的紛争が起きた場合の裁判例の集積に待つというだけ

では十分でないのが今日の状況である。

そこで、著作権法第112条において差止請求の対象となる「侵害」には、 自ら行う物理的な利用行為以外であっても、専ら侵害の用に供される物の提 供等により他者に侵害行為をさせる行為等、一定の要件を満たす他者の行為 も該当することを法律上明確にすべきであると考える。

### ○社団法人日本経済団体連合会からの意見(抜粋)(再掲)

② インターネット上の権利保護の実効性の確保の検討

インターネット上の権利保護の実効性の確保については、権利者に多大の 侵害を与えている恐れがあるような場合について、私的複製のあり方をどう 考えるか検討が必要である。また、デジタル化・ネットワーク化社会におけ る複数システムを考えた場合、技術的保護手段に対する法的な担保のあり方 の検討も不可欠である。

さらには、間接侵害、ネット上の匿名性、プロバイダーとの協力のあり方も検討する必要がある。また、侵害の救済としての ADR の活用なども論点としてあげられる。なお、実効性の確保にあたっては、許諾権と報酬請求権、刑事罰の有無を使い分けることも考えられる。

### 4. 国際的な制度調和等について

### ○社団法人日本レコード協会からの意見(抜粋)

- 5. 日本音楽コンテンツの海外展開支援
- (1) アジア地域への海外展開の支援

レコード産業では、日本音楽コンテンツのライセンスアウト拡大に向け、 国の支援も受けつつ、主にアジア諸国に向けた取組みを行っている。特に、 アジア最大の潜在的市場である中国について、当協会は、中国国家版権局 より日本のレコードに関する権利認証機関として承認を受け、昨年4月に 認証業務を開始し、中国におけるレコードの早期発行への取り組みを進め ている。しかし、中国市場におけるライセンス拡大に向けた課題は依然と して存在し、これまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽 文化交流施策等に加え、歌詞検閲制度の改善等を日本政府が中国政府に対 して積極的に働きかけていくことが必要である。

### ○社団法人日本経済団体連合会からの意見(抜粋)

c)インターネット上の著作権侵害への対応

近年、動画投稿サイト等、インターネット上での著作権侵害行為が急激に増加している。これらの侵害行為により、権利者の収益機会が大きく損なわれているにもかかわらず、実効的な取り締まりが行われていないのが実態である。インターネット上の侵害行為について、国際的な調査、研究を行うとともに、その対策を検討すべきである。